

○令和5年度石岡市地域協働支援金交付要綱

令和5年3月31日

告示第269号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域生活の利便性向上を図るため、車道幅員が4メートル未満の未舗装道路の整備について、区、自治会等（以下「自治会等」という。）が、市から砕石、生コンクリート、側溝の蓋等の原材料の支給を受けて実施する工事について、予算の範囲内において、地域協働支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、当該支援金については、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区、自治会等 石岡市区長及び協力員規則（平成19年石岡市規則第15号）別表に定める区域又は一定の地理的範囲に集住する世帯で組織する団体で、規約等を定めるとともに、代表者等を置き、かつ、当該団体に属する世帯からの会費等をもって、自主的に運営していると市長が認めるものをいう。
- (2) 会員 前号の区、自治会等に加入し、かつ、当該自治会等の活動に参加している世帯をいう。

(補助対象事業等)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）、支援金の対象となる道路等（以下「補助対象道路」という。）、支援金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、支援金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、支援金の額及び申請回数は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を申請する自治会等の代表者等（以下「申請者」という。）は、地域協働支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書面を添えて、市長に対し提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実施位置図

(4) 見積書（補助対象経費の内訳が分かるもの）

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書面等を審査し、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、当該支援金の交付決定をするものとする。

（交付条件）

第6条 市長は、前条の支援金の交付決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象者が参加し、実施する事業であること。
- (2) 支援金は申請事業の目的以外に使用してはならないこと。
- (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

（交付決定通知等）

第7条 市長は、支援金の交付決定をしたときは、速やかに、決定の内容及びこれに付した条件を地域協働支援金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、支援金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更）

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる場合は、地域協働支援金変更申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支援金額に変更が生じるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、承認するものとする。この場合において、支援金交付決定額の変更をするときは地域協働支援金変更交付決定通知書（様式第4号）により、その他のときは地域協働

支援金変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 支援金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、諸般の事情により事業の実施に至らなかったときは、地域協働支援金交付申請取下書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定はなかったものとみなす。

（状況報告）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、地域協働支援金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算（見込）書
- (3) 補助対象経費に係る領収書（写し）
- (4) その他必要な書面

（支援金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該実績報告に係る書面等により、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の額を確定するものとする。

2 市長は、支援金の額の確定を行ったときは、速やかに、地域協働支援金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、支援金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者に連絡するものとする。

（支援金の交付）

第13条 補助事業者は、支援金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けた場合は、市長の定める期日までに地域協働支援金交付請求書（様式第9号）に石岡市地域協働支援金確定通知書の写しを添えて、支援金の交付を請求しなければならない。

（概算払）

第14条 市長は、前条の規定にかかわらず、支援金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、当該補助事業の完了前に支援金を交付する必要があると認めるときは、支援金の交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により支援金の交付を受けようとするときは、第7条第1項の規定による通知を受けた後、市長の定める期日までに地域協働支援金交付請求書に石岡市地域協働支援金交付決定書の写しを添えて、市長に支援金の交付を請求しなければならない。

3 補助事業者は、概算払により支援金の交付を受けたときは、第10条の規定による実績報告を行う際に、地域協働支援金精算書（様式第10号）を、市長に提出しなければならない。  
（交付決定の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令等、市例規等の処分に違反したとき。
- (5) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき支援金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

3 第7条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該支援金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、支援金返納・返還命令通知書（様式第11号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第16条 市長は、支援金の交付決定の取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年度石岡市地域協働支援金交付要綱の廃止)

2 令和4年度石岡市地域協働支援金交付要綱(令和4年石岡市告示第337号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

| 補助対象者  | 補助対象道路等   | 補助対象事業   | 補助対象経費  | 支援金の額   | 申請回数            |
|--|---|--|---|---|-----------------|
| (1) 石岡市区長及び協力員条例(平成19年石岡市条例第3号)に定める区長を設置している自治会等 | 車幅が4m未満の道路で、次のいずれかに該当するもの<br>(1) 市道<br>(2) 認定外道路<br>(3) 道路の形状及び形態を成している私有地で、次のいずれかに該当するもの | 補助対象者が参加し、実施する補助対象道路等の改良及び維持管理を目的として行う工事であって、次のいずれかに該当するもの<br>(1) 道路工事 | 自治会等が原材料の支給を受けて実施する施工に要する工事請負費のうち、事業者へ支払う・重機借上費・オペレーター人件費・回送費 | 当該工事に要する経費に2分の1を乗じた額(1円未満の端数は切捨て)とし、80,000円を上限額とする。 | 1つの自治会等に対して1回まで |
| (2) 石岡市区長及び協力員条例に定める協力員のみを設置している自治会等             | ア 地域生活の中で、長年の間、地区住民に広く利用されている私道(自社内又は共同墓地等特定の住民のみに利用されるものは除く。)                            | (2) 道路の路面及び周囲の排水を円滑に流すために排水溝を設置する工事                                    |   |   |                 |
| (3) 上記(1)、(2)以外で、5人以上の会員数で構成している自治会等             | イ 一団の住宅地又は住宅団地の中を通っている私道<br>ウ その他地域生活に密着する道路として市長が特に必要と認める私道                              |  |   |   |                 |

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

自治会等の名称

代表者等住所

代表者等氏名

電話番号

地域協働支援金交付申請書

石岡市地域協働支援金の交付を受けたいので、令和5年度石岡市地域協働支援金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり地域活動支援金交付を申請します。

記

- 1 支援金交付申請額 金 円
- 2 支援金充当事業の実施目的
- 3 関係書面
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 実施位置図
  - (4) 見積書(補助対象経費の内訳が分かるもの)

様式第2号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

印

地域協働支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった石岡市地域協働支援金については、下記のとおり決定したので、令和5年度石岡市地域協働支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 決定の区分                      交付                      不交付
- 2 支援金交付決定額      金                                      円
- 3 交付条件
  - (1) 補助対象者が参加し、実施する事業であること。
  - (2) 支援金は申請事業の目的以外に使用してはならないこと。
  - (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
  - (5) 補助事業完了後、補助事業実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
  - (6) 支援金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令等、市例規等の処分に違反したときは、支援金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- 4 不交付理由

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

自治会等の名称

代表者等住所

代表者等氏名

電話番号

地域協働支援金変更申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった地域協働支援金について、補助事業を下記のとおり変更したいので、令和5年度石岡市地域協働支援金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書面を添えて、申請します。

記

- 1 交付決定額 金 円(うち概算交付済額 金 円)
- 2 変更後の支援金交付申請額 金 円
- 3 計画変更の理由
- 4 関係書面
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 実施位置図等
  - (4) 見積書(補助対象経費の内訳が分かるもの)



様式第4号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

印

地域協働支援金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった支援金の変更については、下記のとおり決定したので、令和5年度石岡市地域協働支援金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 支援金変更交付決定額 金 円
- 2 交付条件
  - (1) 補助対象者が参加し、実施する事業であること。
  - (2) 支援金は申請事業の目的以外に使用してはならないこと。
  - (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
  - (5) 補助事業完了後、補助事業実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
  - (6) 支援金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令等、市例規等の処分に違反したときは、支援金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

様式第5号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

石岡市長 印

地域協働支援金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、これを承認することに決定したので、令和5年度石岡市地域協働支援金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

自治会等の名称

代表者等住所

代表者等氏名

電話番号

地域協働支援金交付申請取下書

年 月 日 第 号付で交付決定を受けました支援金については、諸般の事情により事業実施に至らなかったため、令和5年度石岡市地域協働支援金交付要綱第9条第1項の規定により、申請を取り下げます。

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

自治会等の名称

代表者等住所

代表者等氏名

電話番号

地域協働支援金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった石岡市地域協働支援金の事業について、下記のとおり実施したので、令和5年度石岡市地域協働支援金交付要綱第11条の規定により、関係書面を添えて、報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円(うち概算交付済額 金 円)
- 2 実績の概要(内容, 効果等)
- 3 添付書面
  - (1) 事業実績書
  - (2) 収支決算(見込)書
  - (3) 補助対象経費に係る領収書(写し)
  - (4) その他必要な書類

様式第8号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

印

地域協働支援金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった支援金について、支援金実績報告書の  
審査結果に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和5年度石岡市地域協働支援  
金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付確定額 金 円(交付決定額 金 円)

様式第9号(第13条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

自治会等の名称  
代表者等住所  
代表者等氏名  
電話番号

地域協働支援金交付請求書

年 月 日付で(交付決定)確定通知のあった支援金について、令和5年度石岡市地域協働支援金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求額の内容

|          |                 |   |
|----------|-----------------|---|
| 支援金の名称   |                 |   |
| 交付決定通知   | 年 月 日付け通知( 第 号) |   |
| 支援金交付決定額 | 円               |   |
| 確定通知     | 年 月 日付け通知( 第 号) |   |
| 支援金確定通知額 | 円               |   |
| 内訳       | 既受領額            | 円 |
|          | 今回請求額           | 円 |
|          | 残額              | 円 |

※支援金交付決定通知書又は支援金確定通知書の写しを添付すること。

3 振込先

|       |                |                |     |
|-------|----------------|----------------|-----|
| 振込口座  | 銀行/信金<br>信組/農協 | 支店 普通<br>支所 当座 | 第 号 |
| フリガナ  |                |                |     |
| 口座の名義 |                |                |     |

様式第10号(第14条関係)

年 月 日

石岡市長 宛

自治会等の名称

代表者等住所

代表者等氏名

電話番号

地域協働支援金精算書

概算払により交付のあった支援金について、令和5年度石岡市地域協働支援金交付要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 精算の内容

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 概算払額  | 金 | 円 |
| (2) 交付確定額 | 金 | 円 |
| (3) 精算額   | 金 | 円 |

様式第11号(第15条関係)

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

印

地域協働支援金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで(交付決定)確定通知した支援金について、令和5年度石岡市地域協働支援金交付要綱第15条第4項の規定により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。
- 4 支援金の内容

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 交付決定通知   | 年 月 日付け通知( 第 号) |
| 支援金交付決定額 | 円               |
| 確定通知     | 年 月 日付け通知( 第 号) |
| 支援金確定通知額 | 円               |
| 支援金の既交付額 | 円( 年 月 日交付)     |
| 返納・返還事由  |                 |



- 様式第1号 (第4条関係)
- 様式第2号 (第7条関係)
- 様式第3号 (第8条関係)
- 様式第4号 (第8条関係)
- 様式第5号 (第8条関係)
- 様式第6号 (第9条関係)
- 様式第7号 (第11条関係)
- 様式第8号 (第12条関係)
- 様式第9号 (第13条関係)
- 様式第10号 (第14条関係)
- 様式第11号 (第15条関係)